

令和3年6月4日

NCホールディングス株式会社 御中

TC Sホールディングス株式会社ほか22社を代表して
TC Sホールディングス株式会社
代表取締役 高山芳之

回 答 書

(6月2日付「回答書兼質問書」について)

NCホールディングス株式会社(以下「NCホールディングス」といいます。)より2021年6月2日付で頂戴した「回答書兼質問書」について、当社は、当社ほか22社(以下「当社ら」といいます。)を代表して、以下のとおりご回答いたします。

なお、NCホールディングスは、当社らの代理人弁護士に対し、6月2日付「回答書兼質問書」を2021年6月3日午前0時19分に送付し、その回答を本日6月4日までに求めています。前回「公開質問状」同様に、このように極めて短時間での回答を求めるNCホールディングスの態度それ自体が不誠実・不適當であると言わざるを得ません。

第1 はじめに

回答書兼質問書記載の質問事項に回答するに先立ち、NCホールディングスの指摘事項にはその前提を欠いていると思われる事項が散見されますので、その点まず指摘いたします。その後、必要な範囲で質問事項についてご回答いたします。

1 高山芳之氏と高山正大氏は別人格であること

「回答書兼質問書」及び「情報提供書」では、その全体として、高山芳之氏と高山正大氏を合わせて「高山兄弟」と称し、あたかも両人が同一人格であるかのように記載しております。

しかしながら、両人が客観的に別人格であることは当然である上、実質的にも、両人はそれぞれ別途の生活・家庭を有し、経済的にも独立し、異なる利害関係を有しており、両人の判断は別個独立しております。また、社会通念に照らしても、兄弟であるというのみでその判断が一になるものではないと考えられます(法律上も、「夫婦」の場合には形式基準に基づき共同保

有関係が肯定されますが、兄弟関係についてそのような規定はありません)。そして、従前より主張しておりますように、両人間でなにか株主権の行使方法等について合意したという事実もありません。

もちろん、兄弟であり、また、TCSグループの役員として、TCSグループの特定の業務に関連して、プライベートでも合意をすることがあり得ます。例えば、ある会社の議決権行使に関し、TCSグループの会社と、「高山兄弟」が合意することもあり得ます。しかし、別人格であり、別の生活・家庭・利害関係をそれぞれ持っているのですから、ある会社に対して、TCSグループとしてのみならず、兄弟としても合意する場合もあれば、個人的には合意しないということもあり得ます。ケース・バイ・ケースの判断となります。

NC ホールディングスの主張は、単に高山芳之氏と高山正大氏が兄弟であるというのみをもって、安易に両人の判断が同一となるとするもので、その前提を欠くものと言わざるを得ません。

2 会社取締役としての人格と個人としての人格を同一視していること

「回答書兼質問書」及び「情報提供書」では、高山芳之氏及び高山正大氏が、株主兼取締役であることを理由に、会社と高山両氏個人との共同保有関係を肯定しているように見える記載が散見されます。しかしながら、単に株主兼取締役であることのみを理由に、会社と取締役個人の判断が同一となるものではありません。

「情報提供書」では、一般論として、会社とオーナー経営者が同一の株式を保有している場合に、両者が実質的共同保有者に該当する可能性があることが指摘されており、NC ホールディングスはかかる一般論に従い、高山両氏と各会社との間の共同保有関係を主張していると考えられます。これについて、確かに代表取締役が会社の100%株主であるような場合には、代表取締役個人が会社の意思決定を単独で決定できますから、会社と代表取締役個人が実質的に共同保有関係にあるといえるかもしれません。

しかしながら、高山芳之氏・高山正大氏は、いずれも、いわゆるTCSグループ各社について単独では過半数の議決権を有しておらず、いずれの会社についても支配権を有してはおりません。したがって、そもそも「会社とオーナー経営者が同一の株式を保有している場合」とは前提が異なるものです。すなわち、高山両氏がいずれの会社についても支配権を有していない以上、会社の意思決定は高山芳之氏・高山正大氏の意味とは独立してされるものです。そして、各会社は、高山芳之氏・高山正大氏のいずれとも、株主権を共同して行使する旨の合意をしておりません。かかる実態からすれば、高山両氏と各会社との間に共同保有関係があるものとはいえませ

ん。

NC ホールディングスは、単に高山芳之氏・高山正大氏がTCSグループ各会社の株式の一部を保有していることをもって、軽率に高山両氏と会社が共同保有関係にあるものと主張しているものであって、会社（代表）取締役として人格・判断と個人としての人格・判断を区別しないものと言わざるを得ず、その主張は前提を欠くものです。

なお、このようなNCホールディングスの態度は、「そもそも高山兄弟は、上記の株主提案を行っている張本人である」（情報提供書6頁）という記載等からも確認することができます。NCホールディングスに対し株主提案をおこなっている者は、あくまで当社ら合計23社ですが、NCホールディングスはこれをあたかも高山両氏個人が株主提案を実施しているかのように記載しているのです（高山両氏個人は、NCホールディングスの株主ではありませんが、株主提案を行っておりません。）。また、NCホールディングスは「高山芳之が、本株主提案に先立って本株主提案と同内容の通告を行ったこと」（情報提供書10頁）なる指摘をしております。しかしながら、これについても、高山芳之氏が、当社としての決定に基づき、当社の業務として通告した内容を、あたかも高山芳之氏個人が通告したかのように記載するもので失当と言わざるを得ません（その証拠に、この通告は、当社の別の役員と共に行っており、個人的なものではありません。）。NCホールディングスは、会社（代表）取締役としての人格・判断と個人としての人格・判断を全く区別できていないのです。

3 株式の保有目的について

確かに、当社らは、NCホールディングスに対して株主提案を実施しております。しかしながら、結果として株主提案をせざるを得なくなったことと、株式の保有目的は別論です。

当社らは、あくまで大量保有報告書等記載の保有目的でNCホールディングス株式を保有していたところ、NCホールディングスにおいて看過しがたい事実を確認したために、急遽やむを得ず株主提案を実施したに過ぎません。

NCホールディングスは、たった一度当社らが株主提案を実施したという一事をもって、当社らの保有目的を無理矢理に推認するものにすぎず、その主張は失当であると言わざるを得ません。

なお、既に当社の5月19日付「NCホールディングス株式会社取締役会による当社株主提案への反対意見に関する当社考え方について（詳細版）」でも詳細に検討・公表させて頂いておりますが、この「重要提案行為等」を保有の目的とするか否かについての記載欄ですが、一般的に「該当事項なし」

と記載するのは、通常、単に、提出者が、特例報告の対象となる金融商品取引業者等には該当しない、といった程度の意味で、「重要提案行為等」を行うか否かとは、関係がないものと解されております。従いまして、私共の場合、金融商品取引業者等ではありませんから、この欄に「該当事項なし」と記載をするのは、万が一に私共が「重要提案行為等」を行うことがあるとしても、何ら不自然不合理なことではありません。

また、第1号様式記載上の注意(11)（「重要提案行為等」の記載欄についての注釈）においても、「第11条第1号から第4号までに掲げる者が重要提案行為等を行うことを株券等の保有の目的としているために本様式を使用する場合には、重要提案行為等を行う予定である旨を記載すること」とのみ記載されており、この「第11条第1号から第4号までに掲げる者」とは、金融商品取引業者等を指し、当社など、金融商品取引業者等以外の者に対しては、上記のとおり、この欄を使うことを想定していないものです。

4 その他

(1) TCSビジネスアソシエ社について

同社についても、高山両氏は、（その子らを通じて）いずれも同社の過半数の議決権、すなわち支配権を有しておらず、NCホールディングスの指摘は失当と言わざるを得ません。

TCSビジネスアソシエに関するNCホールディングスの所論は、「高山兄弟」を同一の人格・共同体と見なした上で、その「子ら」を通じて支配しているという主張になりますが、そもそも「高山兄弟」はそのような関係ではありませんので、前提が間違っていると考えます。

(2) 明治機械株式会社について

NCホールディングスは、明治機械株式会社について、高山両氏が共同保有関係にあることを指摘しているようです。

しかしながら、これは明治機械株式会社について個別的に共同保有の合意をしたからこそ共同保有関係にあるに過ぎません。明治機械株式会社と異なり、NCホールディングス株式等については、このような合意は全く存在しないので、共同保有関係にはありません。

当初から私共が主張しておりますが、NCホールディングスの株式についても、当社らと高山兄弟との間で共同保有の合意が存在するというのであれば、NCホールディングスにおいてかかる合意について具体的に主張すべきものです。

(3) NCホールディングスに関する共同保有関係

NC ホールディングスは、NC ホールディングス株式会社について、形式基準によれば共同保有にならない者について、共同保有者として届出されていることを指摘しているようです。

しかしながら、これについても個別的に共同保有の合意をしたからこそ共同保有関係にあるに過ぎません。高山両氏やTCSビジネスアソシエ社は、このような合意をしていないので、共同保有関係にないことは当然といえます。

第2 質問事項について

1 質問事項①について

上で述べたように、当社らと高山両氏は、NC ホールディングスの株式について共同保有の合意をなんらしておりません。

NC ホールディングスは、その具体的根拠を求めているようですが、一般に不存在の証明は困難であり、当社らとしては「ないものはない」と言うよりほかありません。むしろ、そもそも本件において当社らの名誉・信用を毀損する開示をした者は、NC ホールディングス（の梶原浩規代表取締役）ですから、かかる事情を踏まえれば、当社らと高山両氏について具体的に主張する責任がある者はNC ホールディングスの梶原浩規代表取締役であるといえます。したがって、まずはNC ホールディングスの梶原浩規代表取締役において、いつ・どこで・どのような共同保有の合意をしたのか、具体的に主張すべきものと考えます。

上でも述べたように、NC ホールディングスの梶原浩規代表取締役は、単に高山両氏が兄弟であるとか、高山両氏が当社らの一部株式を保有しているとか、形式的な事情のみに基づいて軽率に共同保有の合意があるものと主張しているようですが、そのような形式的な事情は、具体的に共同保有の合意を基礎づけるものとはいえません。

2 質問事項②について

当社らとしては、NC ホールディングスの指摘を踏まえても、新栄実業及び高栄商産の2社の設立のプロセス等について、当社らとして何らの問題もないと認識しております。

なお、NC ホールディングス側の主張を考慮し、未成年の子を仮に親と同一視したとしても、結論的に、NC ホールディングスの株主であるTCSビジネスアソシエに対して、高山芳之氏及び高山正大氏が個別に議決権の過半数を有することはありません。

したがって、本書では、これ以上具体的な回答を要さないと考えてお

ります。

第3 おわりに

5月14日以降、NCホールディングスは、当社ら並びに高山芳之氏・高山正大氏及びTCSビジネスアソシエの「金商法違反の疑義」を主張されておりますが、結局、ご主張の2点のうち、①共同保有違反については、ただ「高山兄弟」を一体視してあれこれ述べるのみで、「高山兄弟」が別個の人格であるとすれば成り立たない主張を述べるばかりであり、かつ、具体的な「共同保有」の合意を特定だにしておらず、②保有目的についても、金融商品取引業者等に求められる特例報告に基づく規制と、当社ら一般の保有者を混同するものであり、いずれも、違法を裏付ける事実の摘示はないと考えます。

貴社は、十分な違法事実の確認なしに、5月14日の取締役会決議に基づき「金商法違反の疑義」を開示したのみならず、当社らの警告を無視して、貴社が4000名を超える貴社株主に対し送付した株主総会招集通知の参考書類等において、かかる「金商法違反の疑義」の記載を維持したことは、明らかな信用毀損・名誉毀損・株主権侵害であり、極めて遺憾です。

なお、当社らに提示された貴社代理人が証券取引等監視委員会に宛てた「情報提供書」においては、他に有力な「証拠」がないためか、未成年の子の話を持ち出す等、高山芳之氏・高山正大氏らの周囲の者のプライバシーを侵害しかねない態様で様々な事項が記載されております。貴社において、これを公表されるおつもりであろうと理解しています(当社らにおいては、「回答書兼質問書」のみを取り急ぎ開示し、貴社態様に併せて検討しようと考えます。)が、少なくとも、株主提案に直接関与しない者のプライバシーには十分な配慮が必要と考えます。

以上

2021年6月2日

TCS ホールディングス株式会社（ほか 22 社）御中

NC ホールディングス株式会社
代表取締役社長 梶原浩規

回 答 書 兼 質 問 書

当社は、貴社らに対し、株主提案者である貴社らの 2021 年 5 月 31 日付け回答書（以下「貴回答書」といいます。）について、貴社らの金商法違反の疑念が深まったものと認識しておりますので、以下のとおり、当社の見解を申し上げるとともに、後記 6 の質問をいたします。後記 6 の質問につきましては、2021 年 6 月 4 日(金)までにご回答ください。

- 1 当社は、貴社らを宛先とした 2021 年 5 月 28 日付け公開質問状（以下「公開質問状」といいます。）において、多くの具体的な事実及び法的根拠を明示したうえで、高山芳之氏、高山正大氏（以下、両名を「高山兄弟」といいます。）及び TCS ビジネスアソシエ株式会社（以下「TCS ビジネスアソシエ」といいます。）の 3 株主には当社株式に係る大量保有報告書提出義務違反の疑いがあるとの認識のもと、2 点につき質問をいたしました（質問事項 1 及び 2）。

これに対し、貴回答書における貴社らの回答は、当社が示した多くの根拠に対しては一切答えることなく、漫然と「根拠がない」であるとか、高山芳之氏及び高山正大氏個人は個人として当社の株式を保有しているから関係ない（共同保有の合意がない）という旨を繰り返し述べています。

しかし、これまでの高山兄弟による TCS グループの経営支配の実態のみならず、公開質問状でお示した株式保有関係及び役員の就任状況をみれば、高山兄弟が TCS グループを事実上支配していることは、誰の目にも明らかです。

当社は十分な根拠を明示的に示しているにもかかわらず、貴社はこれらについて一切反論することなくすべて無視して「根拠がない」と繰り返していますが、これはいかにも無理のある強弁であり、かかる強弁を繰り返せば繰り返すほど疑念は深まります。

これでは、貴回答書は、公開質問状への「回答書」と称しながら、当社に対して何も「回答」していないに等しいものです。貴社らが、かような「回答」しかできなかったことにより、貴社らの金商法違反の疑念がより一層深まるに至ったと言わざるを得ません。

- 2 当社は、公開質問状において、上記金商法違反の疑いの根拠となる具体的な前提事実の一部を、極めて詳細に記載いたしました。

しかるに、貴社らは、これらに一切反論することなく、「NC ホールディングスが、も

し当社らの金商法違反について具体的な根拠をお持ちということであれば、可及的速やかに……かかる根拠を開示することを求めます」などと述べておられます。

したがって、やむを得ませんので、根拠として別添「情報提供書」をお示しいたします。

具体的には、当社は、2021年5月13日、証券取引等監視委員会に対し、貴殿らの当社株式に関する金融商品取引法違反の疑いに関して情報提供を行っておりますが、別添「情報提供書」のとおり、より詳細な情報提供を行っておりますので、貴社らにもこれをお送りする次第です。

別添「情報提供書」に記載した数々の具体的・客観的事実を踏まえれば、貴社らの金商法違反について疑念が生じるのは極めて当然のことであると言えます。

- 3 貴社らは、貴回答書において、「万一にも当社らについて自覚しないような法律違反の具体的な根拠が存在するのであれば、当社らとしても速やかに誤りを正す必要がある」など一見殊勝なことを述べておられますが、別添「情報提供書」に記載した事実は、いずれも貴社らにおいて十分ご認識であるはずの客観的事実であって、貴社らが金商法違反の疑いの具体的な根拠について自覚していないことなど、およそあり得ないものです。

とりわけこの点に関連して、貴社らは、貴回答書において、「NC ホールディングスにおいて、〔TCS ビジネスアソシエ〕が当社らあるいは高山芳之氏・高山正大氏と資本関係のあることについて、具体的にお示しいただくべきである」と述べておられますので、以下のとおり具体的にお示しします。

すなわち、TCS ビジネスアソシエは、新栄実業株式会社（代表取締役 高山芳之氏）（以下「新栄実業」といいます。）及び高栄商産株式会社（代表取締役 高山正大氏）（以下「高栄商産」といいます。）が各50%の株式を保有しています。新栄実業は、高山芳之氏の未成年の子である■■■■氏及び■■■■氏が各50%の株式を保有しています。高栄商産は、高山正大氏の未成年の子である■■■■氏が100%の株式を保有しています。

高山芳之氏及び高山正大氏は、自らの子の法定代理人として、当該子の所有する株式について保有者そのものとされます（金商法27条の23第3項2号）。すなわち、両氏は、自己の子の法定代理人として新栄実業及び高栄商産をそれぞれ完全に支配することができますので、各会社の実質的な株主であります。

貴社らは、「TCS ビジネスアソシエ株式会社に至っては、そもそも資本関係さえ存在しない」と述べておられますが、実際は、高山芳之氏及び高山正大氏は、金商法上、それぞれ新栄実業及び高栄商産の株式の保有者とされ、これらの会社を通じてTCS ビジネスアソシエの議決権を自己の意思で行使できるため、同社との間で実質的な資本関係を有しているのであり、「資本関係がない」と断言する貴社らの主張は、極めて誤導的で虚偽に等しいものです。

その他にも、別添「情報提供書」に記載した極めて多くの根拠事実を照らせば、高山芳

之氏、高山正大氏及び TCS ビジネスアソシエは、貴社らの「共同保有者」（金商法 27 条の 23 第 4 項）に該当することは明らかです。詳しくは、別添「情報提供書」をご覧ください。

- 4 当社はまた、公開質問状において、当社株式の保有目的に関し、貴社らには変更報告書提出義務違反の疑いがあるとの認識のもと、1 点質問をいたしました（質問事項 3）。

これに対し、貴回答書において、貴社らは「重要提案行為等をおこなうことをその目的とはしておりません」と回答しております。

しかし、貴社らによる今般の株主提案が、「重要提案行為等」に該当することは法文上明らかですので（金商法施行令 14 条の 8 の 2 第 1 項 3 号・4 号）、貴社らの主張は失当というほかありません。違法な事実を糊塗する貴社らの主張からは、貴社らの法令軽視の姿勢が明白に見とれるものと当社は考えております。詳しくは、別添「情報提供書」をご覧ください。

- 5 以上より、当社は、高山芳之氏、高山正大氏及び TCS ビジネスアソシエの 3 株主には当社株式に係る大量保有報告書提出義務違反、貴社らには変更報告書提出義務違反の疑いがあることは明白であると認識しており、貴社ら、高山芳之氏及び高山正大氏の金商法に対する遵守姿勢を強く疑問視するものです。

- 6 以上の事実を踏まえ、以下の質問を行いますので、2021 年 6 月 4 日(金)までにご回答ください。

- ① 前記の資本関係・支配関係等を前提としてもなお、「高山芳之氏及び高山正大氏個人については、両人間及び他の TCS グループ各社との間において、NC ホールディングスの株式について共同保有する合意をなんらしていない」との主張を維持されるのか否か。

維持されるのであれば、別添「情報提供書」で指摘した各事実について反論したうえで、合意がないことの根拠を具体的にお示しください。

- ② 新栄実業及び高栄商産は、TCS グループの中核企業ともいうべき TCS ビジネスアソシエ及びハイテクシステム株式会社（提案株主の 1 社でもある）の株式を全て所有しているところ、新栄実業及び高栄商産の 2 社の株主は、前記のとおり、全て高山芳之氏及び高山正大氏の未成年の子です。未成年者に TCS グループの中核企業 2 社を保有する会社の全ての株式を持たせ、自らは法定代理人としてその全権を掌握すること自体、極めて不自然であり、これが適切なのかという問題もありますが、この点を措くとしても、一般に、創業家による資産管理会社の運営は事業承継・相続税対策を目的の 1 つとすることが多いものと理解しております。

つきましては、TCS ビジネスアソシエの株主である新栄実業及び高栄商産の株式を、全て未成年の子に保有させるに至ったプロセス（経緯及び理由）を具体的にご回答ください。

高山芳之氏及び高山正大氏は、貴社らの株主提案における候補者とされていますが、上記の金商法違反の疑いを踏まえると、両名の法令遵守に対する意識については問題視せざるを得ません。高山芳之氏及び高山正大氏の租税法令に対する遵守姿勢についても、取締役としての適格性にかかわる極めて重要な問題ですので、本書において質問させて頂く次第です。

以 上